

令和6年2月26日

令和5年度第11回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年2月26日（月）

午後1時30分開会～午後3時30分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 302 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

議案第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第59号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第60号 農用地利用集積計画の承認について

議案第61号 非農地証明願について

議案第62号 大崎市農業委員会非農地証明書交付事務処理要綱（案）について

4. 協議事項

1) 農政

協議（7） 令和6年度地区座談会の開催について

5. 出席農業委員(24名)

1番 菅 原 ひろみ 委員

2番 小野寺 正 晃 委員

3番 布 塚 幸 子 委員

4番 中 本 奈 美 委員

5番 白 川 知 則 委員

7番 佐々木 ひろ子 委員

8番 櫻 井 正 幸 委員

9番 齋 藤 真理子 委員

10番 菅 原 清 一 委員

11番 佐々木 正 彦 委員

12番 下 山 信 行 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 只 埜 和 臣 委員

15番 鈴 木 至 委員

16番 佐藤 裕之 委員 18番 佐々木 俊通 委員
19番 佐々木 大 委員 20番 中森 昭悦 委員
21番 中鉢 守 委員 22番 菅原 まり子 委員
23番 今野 久男 委員 24番 中條 泰洋 委員
25番 熊谷 安正 委員 26番 佐々木 政直 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

14番 金森 孝志 委員 15番 小堤 彩子 委員
16番 今野 浩 委員

7. 欠席委員(2名)

6番 高橋 順子 委員 17番 佐藤 伸幸 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長	千葉 晃一	事務局次長	藤本 将寛
事務局長補佐	星 充浩	主幹兼係長	石垣 佳子
主幹兼係長	今野 春樹	主事	岡田 隼弓
再任主査	荻野 信男	事務所長	佐々木 賢
主幹兼係長	大沼 淳子	主事	三塚 裕介
再任主査	高橋 清一		

午後1時30分開会

事務局(今野春樹主幹兼係長)

ただいまから、令和5年度第11回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(今野春樹主幹兼係長)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、6番高橋順子委員、17番佐藤伸幸委員でございます。6番高橋順子委員、17番佐藤伸幸委員からは欠席の届出がございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第11回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。14番只埜和臣委員、16番佐藤裕之委員にお願いします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局次長補佐を指名します。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局次長補佐）

〔報告1～5の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告5の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第56号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号196番から225番までの30か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第56号番号196番から225番までの30か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号215番について質問させていただきます。譲受人は市外の方ですが、営農計画を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

譲受人は鳴子出身の方で、定年退職を機に地元に戻り、水稻を作付けすると伺っております。また、農機具等は譲受人の兄から借用して営農するとのこと。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。番号224番について質問させていただきます。譲受人は県外の方ですが、通作するのでしょうか。営農計画を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

営農計画ですが、年間従事日数は約 180 日で、通作し自家用野菜を作付けすると伺っております。また、空家に付属する農地を購入するため、申請に至ったものです。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員，よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

15 番です。番号 196 番について質問させていただきます。だいぶ高額での売買ですが、理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

申請地は譲受人の自宅に接続している農地で、譲渡人から打診を受け、申請に至ったと伺っております。また、作付け作物は自家用野菜で、売買価格については当事者間で決めたことですので、詳細はわかりません。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 56 号番号 196 番から 225 番までの 30 案件に

ついて、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 56 号番号 196 番から 225 番までの 30 案件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 57 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 13 番、14 番の 2 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

11 番です。2 月 22 日木曜日午前 9 時より、7 番委員、8 番委員、12 番委員、14 番推進委員、15 番推進委員、16 番推進委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をいたしましたので、調査報告いたします。番号 13 番を 8 番委員、報告をお願いします。

8 番（櫻井正幸委員）

8 番です。番号 13 番を報告いたします。転用目的は、農機具倉庫、農業生産資材置場、苗置場、農作業場として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が山林、西側が宅地、南側が田、北側が道路を挟んで宅地でございました。申請地の管理状況は、既に農機具倉庫、農業生産資材置場等として利用されておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、農振法に規定する農用地利用計画において指定された農業施設用地に供するものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 14 番を 12 番委員、報告をお願いします。

12 番（下山信行委員）

12番です。番号14番を報告いたします。転用目的は、農業用倉庫3棟、門道として利用するものです。申請地周辺の状況は、南側が宅地と山林、その他三方が畑でございました。申請地の管理状況は、既に居宅及び農業用倉庫として利用されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理と側溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第57号番号13番、14番の2か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。16番委員。

16番（佐藤裕之委員）

16番です。番号13番についてですが、地元農業委員として補足説明いたします。申請地は先代の時代から農業用倉庫として利用しており、申請人が通路を拡張した際に無断転用であることに気が付いたと伺っております。そのため、転用申請し、始末書を提出して許可を得るよう、指導いたしました。

議長（佐々木政直会長）

番号13番に関連して質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

21番です。先代が倉庫を建てたとのことですが、事務局で把握していることがあれば教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

申請人の父及び祖父の代から倉庫等を建てており、農地転用許可の有無を確認しないまま拡張していったと伺っております。また、申請人の父及び祖父は既に亡くなっているとのことです。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（中鉢守委員）

先代が転用を行い、申請人が関わっていないのであれば、顛末書の提出を求め
るべきではないでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

番号13番に関連して、そのほかご意見ございませんか。16番委員。

16番（佐藤裕之委員）

16番です。申請人も資材置場を建てております。そのため、始末書の提出が必
要かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

16番委員からは始末書の提出、21番委員からは顛末書の提出を求めるとのご意
見がございました。10番委員、まとめをお願いします。

10番（菅原清一委員）

10番です。番号13番は地元委員である16番委員より無断転用しているとの指導
が入り申請に至ったもので、経緯等を事務局より説明をいただき、始末書若しく
は顛末書の提出を求めるべきとの意見がございました。申請人も農業生産資材置
場を建設しており、無断転用に該当しますので、審議結果といたしましては、申
請人より会長及び宮城県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見
を付して宮城県に進達していただきたいと思えます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、番号13番について10番委員からまとめていただき、無断転用であるた
め、始末書を求めるべきとのご意見でございますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。番号14番についてですが、既に居宅及び農業用倉庫として利用され
ていたと報告がございましたが、至った経緯の説明をお願いします。

事務局（岡田隼弓主事）

門道については申請人の祖父の代から敷設されており、農業用倉庫3棟につい
ては、祖父及び父並びに申請人が農地転用許可の有無を認識のないまま設置した

ものと申請人から伺っております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。祖父の代から及び申請人も関わっていることより，申請人より始末書の提出を求めるべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

ただ今，18番委員より始末書の提出を求めるとのご意見をいただきましたが，関連して皆さんからご意見ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。今までこのような事例では，非農地証明願として届出されておりましたが，今回，農地法第4条申請となった経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

農業用倉庫に関して，建物として課税がされていないことと，建設時期を裏付ける証明書類がないことより，農地転用許可申請として指導をさせていただきました。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。申請地に他の建造物を建てる計画はございますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

申請人の息子が他の農地を居宅として転用したいとの相談があった際に，今回の案件が発覚しました。先に今回の案件の許可を得てから農地転用許可申請をするよう，指導させていただきました。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。18番委員の意見と同様、申請人から始末書の提出が必要だと思います。

議長（佐々木政直会長）

番号14番に関連して、そのほか質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

5番です。農業用倉庫の面積が約200平方メートル、門道が約100平方メートルに対して敷地面積683平方メートルとなっており面積が合いませんが、残りの面積に建設予定があるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

元々1筆の農地に農業用倉庫及び門道があったものを2筆に分筆して申請に至りました。面積が合わないことに関しましては、法面や通路等を含んでおりますので、このような面積となります。

議長（佐々木政直会長）

5番委員。

5番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号14番について10番委員、まとめをお願いします。

10番（菅原清一委員）

10番です。番号14番について、事務局から経緯等の説明を受け、18番委員及び2番委員より申請人から始末書の提出を求めるべきとの意見でございました。審議結果といたしましては、この案件は無断転用に該当し、申請人より会長及び宮城県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して宮城県に達していただきたいと思っております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、10番委員にまとめていただきました。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、無断転用である議案第57号番号13番、14番の2か件について、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号13番、14番の2か件について、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号114番から127番までの14か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号114番、115番を15番推進委員、報告をお願いします。

15番（小堤彩子推進委員）

推進委員15番です。番号114番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル168枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が田、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、

雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号115番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル112枚を設置するものです。申請地周辺の状況は北側が田、その他三方が宅地でした。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号116番、117番を8番委員、報告をお願いします。

8 番 (櫻井正幸委員)

8番です。番号116番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲1区画として利用するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地でした。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝へ流し、土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号117番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲8区画として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が道路を挟んで宅地、南側が宅地、北側が畑でした。申請地の管理状況は、畑として利用されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝へ流し、土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。また、位置図では申請地に構造物があるように見受けられますが、構造物はなく更地となっております。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号118番、119番を7番委員、報告をお願いします。

7 番 (佐々木ひろ子委員)

7番です。番号118番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル192枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が田、その他三方は太陽光発電パネルが設置されておりました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりま

した。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号119番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル192枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が田、その他三方は太陽光発電パネルが設置されておりました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号120番を12番委員，報告をお願いします。

12番（下山信行委員）

12番です。番号120番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル180枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、北側は太陽光発電パネルが設置されており、その他三方が田でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号121番，122番，123番を14番推進委員，報告をお願いします。

14番（金森孝志推進委員）

推進委員14番です。番号121番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル144枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方が畑でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号122番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル144枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が山林，南側が畑，西側と北

側が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号123番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル168枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が宅地、その他三方が畑でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号124番を7番委員，報告をお願いします。

7 番（佐々木ひろ子委員）

7番です。番号124番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟，駐車場2台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が道路を挟んで田，その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、畑として利用され，ネギが作付けされておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水はU字溝へ流し，生活排水は農業集落排水を利用します。土砂流出対策については，平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号125番，126番，127番を16番推進委員，報告をお願いします。

16番（今野浩推進委員）

推進委員16番です。番号125番を報告いたします。転用目的は，宅地分譲9区画，道路後退，位置指定道路として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側が雑種地，西側が畑，南側が水路，北側が道路を挟んで宅地でございました。申請地の管理状況は，昨年まで作付けされた跡がございました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透による処理で，

土砂流出対策については、擁壁を設置することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号126番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲8区画、位置指定道路として利用するものです。申請地周辺の状況は、東側が田、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は、自然浸透による処理とU字溝へ流すことで、問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については、擁壁を設置します。

続きまして、番号127番を報告いたします。転用目的は、アパート2棟、駐車場16台分、駐輪場、物置を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝へ流し、生活排水は公共下水道を利用します。土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第58号番号114番から127番までの14か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

5番です。番号114番、115番、123番について質問させていただきます。太陽光発電パネル設置にあたり、近隣住民の方の了解は得てますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

太陽光発電パネル設置の際、環境保全課と条例に基づいた事前協議と太陽光パネルを設置する地域に対する説明をしていただくよう、指導させていただいております。今回の申請に関しましても、申請時に譲受人から既に届出済であること

を確認させていただいております。

議長（佐々木政直会長）

5番委員，よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第58号番号114番から127番の14か件について意見相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第58号番号114番から127番の14か件について意見相当と認め，県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで暫時休憩いたします。午後3時まで。

〔午後2時50分から午後3時まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

議案第59号農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について，番号30番から39番までの10か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第59号番号30番から39番までの10か件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号33番から36番について質問させていただきます。収穫までの期

間が早いと記載があり、前段では榊は定植から収穫まで5年、収穫ピークは10年から15年を要すると記載がございます。以前、実際には3年くらいで収穫を見切ることがあるとの話がございましたが、今回、期間が早いとはどのくらいでしょうか。榊は収穫まで10年から15年を要し、安定的に収穫が見込めないとのことですが、作付け作物を南天に変更し、比較的早いとはいえど3年間で収量は見込めるのでしょうか。

また、番号37番、38番、39番については、商品単価が高い、花卉卸売業者への安定出荷を見込めるとの記載のみで、同じ作物ですが収穫までの期間についての記載がない理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

3年間のルールについてですが、申請人は認定農業者であり、10年間の営農型太陽光発電パネル設置が可能な業者となっております。作物についてですが、計画書では南天に変更し、3年から4年で収穫可能とのことと申請されております。

また、番号37番から39番は牧草から南天に作物変更となり、牧草は榊に比較し単価が低いことから、商品単価がより高く安定して供給できる先が見込めることから申請に至りました。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

作物を作るにあたり、単価等の問題もあると思いますが、営農型太陽光発電パネルの下で作る作物は3年間とルールがある中で、収量の報告を受け、成果に関して作物変更が必要であれば、作物の剪定や圃場の改善等も必要であると思います。農地を有効活用していただき、3年間のルールの中で確実に作物を収穫できるようにしていただければと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

事務局での確認手段としては、書類を提出していただき担当者から詳細を伺う

ことのみとなります。3月28日に農地転用の事後調査を予定しており、その際に営農型太陽光発電パネル設置を実施している業者に立合いをしていただき、状況説明をしていただく予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第59号番号30番から39番までの10か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第59号番号30番から39番までの10か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第60号農用地利用集積計画の承認について、番号491番から509番までの19か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第60号番号498番の1か件については、■番委員が関係する案件であります。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第60号番号498番の1か件を先に審議いたします。

議長（佐々木政直会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■番委員退席願います。

〔■番 ■委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第60号番号498番の1か件について、質疑を承ります。質疑
ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第60号番号498番の1か件について、了として
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第60号番号498番の1か件について承認いたします。■
番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第60号番号491番から497番までと、番号499番から509番を合
せた18か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第60号番号491番から497番までと、番号499番
から509番を合わせた18か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第60号番号491番から509番までの19か件について承認し、
市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第61号非農地証明願について、番号19番の1か件について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号19番を12番委員，報告をお願いします。

12番（下山信行委員）

12番です。番号19番を報告いたします。申請地の状況は，農業用倉庫として利用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは，固定資産課税証明書により，30年前から宅地として課税されていることを確認しました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第61号番号19番の1件について，質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第61号番号19番の1件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第61号番号19番の1件について，農地法の適用を受けないことを証明いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第62号大崎市農業委員会非農地証明書交付事務処理要綱（案）について，事務局より説明願います。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただ今，事務局より説明がありましたが，何かご質問等ございませんか。4番委員。

4 番（中本奈美委員）

4 番です。第 3 条の 2 に相続登記未了の場合は、申請者が相続人であることを証明できる書類として、相続関係図、戸籍等の書類、その他相続関係を証明する書類とありますが、これらを網羅するものとして法定相続情報が活用されております。証明できる書類の最初に法定相続情報の文言を入れていただくのはいかがでしょうか。相続人が改めて戸籍関係書類を用意する必要がなく、法定相続情報のみで手続きが可能となります。法定相続情報は法務局で無料で交付を行っております。

また、33 頁の真にやむを得ない場合とは、具体的にどのようなケースなのか、これから運用していく中で、事例を積み重ねていただきたいです。

事務局（藤本将寛事務局次長）

第 3 条の 2 につきましては、法定相続情報の記載について検討させていただきます。また、真にやむを得ないという部分については、今後、事例を積み重ねてお示ししてまいります。

議長（佐々木政直会長）

4 番委員，よろしいでしょうか。

4 番（中本奈美委員）

よろしく申し上げます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、議案第 62 号大崎市農業委員会非農地証明書交付事務処理要綱（案）について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 62 号大崎市農業委員会非農地証明書交付事務処理要綱（案）について、原案のとおり決定いたします。これで審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の8協議事項に入ります。農政の協議（7）令和6年度地区座談会の開催について、事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議7令和6年度地区座談会の開催については原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議7令和6年度地区座談会の開催については原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

これをもちまして、令和5年度第11回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時30分閉会

上記の会議の次第を記録し，その正確なことを証するため，ここに署名する。

令和6年2月26日

会 長 佐々木 政 直

委 員 只 埜 和 臣

委 員 佐 藤 裕 之